

基本目標

1 障害のある人の権利の尊重

施策1 合理的配慮の理念の浸透

わが国で平成26年1月に批准された障害者権利条約は、「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としています。障害のある人の権利の実現のためには、一人ひとりの正しい理解と、それに基づく行動が欠かせません。

障害者差別解消法の理念の浸透を図るとともに、合理的配慮についての事例収集等の研究を進め、市民の合理的配慮の実践を促進します。

取組み	内容	担当課等
【重点】 広報紙などによる 情報提供	● 障害者差別解消法の内容や理念についての理解浸透を図るため、広報紙等、多様なメディアを活用した啓発活動を推進します。	福祉課
【重点】 障害者差別解消法 についての講演会 の開催	● 広く市民に、法の理念の周知を図るため、合理的配慮など障害理解についての講演会を開催します。 ● 講演会には手話通訳、要約筆記者を配置するなど、誰でも参加しやすい環境づくりに努めます。	福祉課

いろいろな合理的配慮を考えてみよう

合理的配慮とは、障害のある人が権利を確保・尊重されながら生活していくために必要な配慮(過度な負担を伴わないもの)のことです。

例えば
…

- ・読み上げソフトに対応した、ウェブサイトを作成する(視覚障害)
- ・会議や研修などで、休憩時間をこまめにとる(精神障害)
- ・手話や筆談などで対応する(聴覚障害)
- ・手に届く範囲にパンフレット等をおく(身体障害)

等

合理的配慮を提供していくためには、施設のバリアフリー化などハードの整備も大切ですが、障害のある人に対する理解、共生の思いが根底にあることが不可欠です。また、どのような配慮が合理的であるかは、障害の特性や本人の意思、置かれた環境によっても異なってきます。事例を単純に当てはめるのではなく、障害のある本人やその介助者との対話、コミュニケーションの中で、その人に合った最大限の配慮をしていくことが大切です。

施策2**障害のある人の権利擁護の推進**

全国的に、障害のある人に対する虐待事案が課題となっています。虐待は、障害のある人の心と身体を深く傷つける人権侵害であり、慎重かつ迅速な対応を進めるとともに、根絶に向けた取組みを強化していく必要があります。また、障害のある人の権利の尊重に向けては、財産管理や契約の代行など、判断能力が十分でない人の保護・支援の取組みが重要です。

成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進、虐待防止についての周知、早期発見のための関係機関との連携強化を進め、障害のある人の権利擁護対策を充実します。また、そのための福祉人材の確保・育成に努めます。

取組み	内容	担当課等
【重点】 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者などに対し、制度の周知を図ります。 ●成年後見センターの設置に向けた検討を行います。 	福祉課
【重点】 日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●判断能力が十分でない人の権利を守るため、本人との契約に基づく日常生活自立支援事業について、制度の周知を図ります。 	社会福祉協議会
【重点】 虐待の防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人への虐待の早期発見と適切な対応のため、一宮市障害者基幹相談支援センター（虐待防止センター）を中心として関係機関の連携・情報共有体制を強化します。 ●市民やサービス提供事業所、企業等に対して、虐待防止に関する啓発活動を行うとともに、虐待発見時の通報義務について周知を行います。 	福祉課

基本目標

2 障害のある人への理解の浸透

施策1 障害についての理解を深める啓発活動の推進

共生社会の実現のためには、地域に暮らす誰もが、障害についての正しい知識を持ち、助け合い・支え合う地域づくりを進めていくことが大切です。

広報紙や講演会等様々な機会を通じた広報・啓発活動により、市職員も含めた市全体に、障害に対する理解の浸透を図ります。

取組み	内容	担当課等
広報紙等による障害についての知識の普及	● 障害に関する正しい知識の普及のため、広報紙への特集コーナーの掲載など、多様なメディアを活用した広報・啓発活動を推進します。	福祉課
市民に対する講演会	● 障害に関する正しい知識の普及のため、講演会を開催し、理解啓発を進めます。	福祉課
市職員に対する研修	● 市職員の障害に対する理解を深めるため、研修などを実施します。	人事課
障害者週間の周知	● 12月3日から9日が障害者週間であることをPRし、広報紙などを活用してその普及に努めます。	福祉課

施策2

福祉教育の推進

子どもの頃から、福祉についての理解を深め、実践力を身につけることは、子どもの豊かな人間性や生きる力につながるとともに、将来的な差別・偏見のないまちづくりの基盤となります。

小中学校や高等学校の児童生徒に対して、障害のある人とのふれあいの機会や、障害についての理解を深める学習の機会を提供することで、子どもの頃からの障害への理解の浸透を図ります。

取組み	内容	担当課等
福祉実践教室の実施	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人とのふれあいと交流を目的に、障害のある人が講師となり、小中学生に手話・点字などを指導する福祉実践教室を実施します。● 福祉実践教室の参観などにより、若手講師の育成を行います。	社会福祉協議会
福祉推進校事業の実施	<ul style="list-style-type: none">● 福祉推進校事業補助金を活用し、小中学校及び高等学校における福祉教育を奨励します。	学校教育課 社会福祉協議会

「福祉教育」って？

福祉教育とは、福祉についての講義や体験を通して、共に助け合い、支え合って生きることの大切さを伝え、すべての子どもの豊かな人間性や共に生きる力を育むことを目的に実施する教育のことです。

福祉教育は、子どもだけを対象としているのではなく、地域住民に対する生涯学習の中にも位置づけられます。また、子どもに対して福祉意識を醸成することは、子どもを通じた保護者への啓発にもつながっていきます。

■福祉教育の3つのステップ



■福祉実践教室の開催



施策3**関係団体やボランティア、当事者団体への支援**

障害のある人が日常生活を送る上で、ボランティアによる手助けや地域の見守りなど、公的なサービス以外の部分での支援が重要となります。

ボランティアの育成や当事者団体への活動支援を充実し、障害者福祉を推進する担い手の裾野を広げます。また、各種イベントの実施や障害のある人と障害のない人との交流機会の拡大を図り、障害に対する正しい理解につなげます。

取組み	内容	担当課等
ボランティアセンターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア養成講座の実施により、障害者福祉を推進する人材を育成します。 ● ボランティアセンター運営委員会の活性化を図るため、作業部会の設置を検討します。 ● ボランティアコーディネート機能の強化を図るとともに、広報紙やウェブサイト等で周知を行い、ボランティアの効果的なマッチングを行います。 ● ボランティアコーディネーターに、有資格の専任職員の配置を検討します。 ● 社会福祉協議会を中心として、ボランティア団体と障害者団体との連携を強化します。 ● 出張ボランティア講座を開催します。 	社会福祉協議会
市内行事における交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人と小中学生、ボランティア、市民との交流を高めるために開催されている各種イベントやふれあい事業などの充実を図ります。 	学校教育課 社会福祉協議会
障害者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人及びその家族などの団体活動を支援し、障害のある人とない人との交流を図ります。 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人やその家族が参加できる研修や学習の機会を充実します。 	社会福祉協議会

基本目標

3 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備

施策1 相談支援体制の整備

いつでも気軽に相談できる体制が整備されていることは、障害のある人が地域生活を送るにあたり、最も大切なことの一つです。

相談窓口の利用の円滑化や相談員の資質の向上、人員の確保により、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

取組み	内容	担当課等
総合的な相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">●一宮市障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援や情報提供などを行う相談支援事業の充実を図ります。●相談窓口の周知により、誰もが相談しやすい体制を整備します。	福祉課
ケアマネジメントの人員の確保と質の向上	<ul style="list-style-type: none">●障害に対する理解や専門知識の向上など、相談支援専門員、支援員、ホームヘルパーなどの資質向上を図ります。●サービス等利用計画を作成する人材の適切な育成を行うことにより、地域におけるケアマネジメント体制の充実を図ります。	福祉課

一宮の障害福祉

一宮市障害者基幹相談支援センター

平成25年度に一宮市社会福祉センター(思いやり会館)内に、一宮市障害者基幹相談支援センターを設置しました。市内に6か所ある一宮市障害者相談支援センターが、障害のある人やその家族への直接的な支援を行うのに対し、一宮市障害者基幹相談支援センターでは地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を実施しています。

■一宮市障害者基幹相談支援センター



施策2

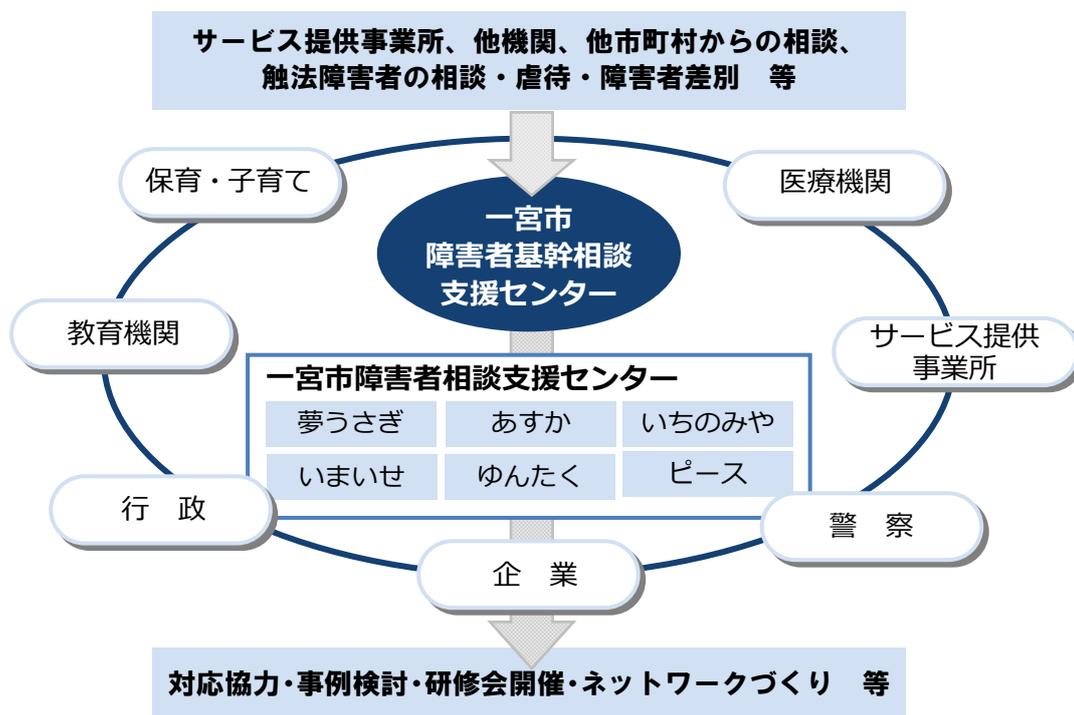
関係機関のネットワーク化の推進

障害のある人の抱えている悩みや問題は多様であり、ケースに応じた柔軟な対応が求められます。

関係機関との情報共有・連携体制の強化により、より有機的なネットワークを構築し、多様なケースへの対応力を高めます。

取組み	内容	担当課等
一宮市障害者自立支援協議会の機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●一宮市障害者自立支援協議会の開催により、関係機関との情報共有・連携体制の強化を図ります。 ●必要に応じて部会や連絡会を設置し、個別のケースについてきめ細やかに対応できる体制を整えます。 	福祉課
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●一宮市障害者基幹相談支援センターを中心に、市内各相談支援事業所が、サービス提供事業所やその他関係機関と連携を図ることにより、多様な相談に対応できる体制を整備します。 ●各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携を取りながら、情報を共有して相談に対応します。 	健康づくり課 福祉課 生活福祉課 高年福祉課 介護保険課 子育て支援課 保育課 青少年育成課 いずみ学園 学校教育課

■一宮市障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援のネットワーク



施策3

情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進

障害者施策は制度改正が多いこともあり、障害のある人が生活に必要な最新情報を入手、整理することが困難であるという課題があります。

障害のある人に対し、福祉サービスや経済的な負担の軽減にかかる助成金等、必要な情報についての効果的な情報提供を行います。また、障害を理由に情報の入手に困難を感じることがないように、情報通信技術（ICT）を活用した情報提供など、情報提供手段の多様化を図ります。

取組み	内容	担当課等
情報提供手段の多様化	● 障害のある人やその介護者などの情報収集を支援するため、多様な媒体を活用しながら、積極的な情報提供を進めます。	福祉課

一宮市の障害福祉

福祉のしおりの発行

一宮市の保健・医療・福祉の各種サービスを紹介する福祉のしおりを毎年発行しています。

福祉のしおりは、市ウェブサイト上でも公開しています。

施策4

手帳非所持者への情報提供等の支援

中途障害の人や、平成25年4月から障害の範囲に加わった難病患者については、福祉サービスなどを円滑に利用できるような情報提供の充実が必要です。

多様な媒体による福祉サービス等の周知を進めるとともに、関係機関との連携により、利用の円滑化を図ります。

取組み	内容	担当課等
難病患者への支援	● 市ウェブサイトや広報紙を通じて難病患者に福祉サービス等の周知と利用の促進を図ります。 ● 一宮保健所と連携し、特定医療費（指定難病）の周知を図ります。	福祉課
手帳非所持者への支援	● 発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、自立支援医療受給者などで、手帳を所持していない人に対して、福祉サービス等の周知と利用の促進を図ります。	福祉課

基本目標

4 健康づくりと医療費助成の推進

施策1 障害の発生予防と早期発見に向けた健康管理への支援

健康に対する意識を高め、障害の発生を予防するとともに、重症化の抑制のため、早期発見・早期治療につなげることが重要です。

健康管理に対する個人の意識の醸成や、保健師や医療機関、保健所等との連携・協力体制の強化により、障害の発生予防と早期発見を推進します。

取組み	内容	担当課等
ハイリスク妊産婦に対する支援	● 障害の発生予防と早期発見を図るため、ハイリスク妊産婦に対する援助体制を強化します。	健康づくり課
乳幼児健康診査の推進	● 障害や疾病の早期発見のため、乳幼児健康診査の受診率の向上に努めるとともに、健康診査・事後指導の充実を図ります。 ● 障害の発見後は、一宮児童相談センター、医療機関などと連携し、的確な相談指導や治療機関の紹介などを行う体制づくりに努めます。	健康づくり課
健康管理・事故防止に関する啓発	● 窒息、誤飲、転倒・転落等の事故を原因とした子どもの障害の発生を防ぐため、子どもの事故防止について周知・啓発を推進します。 ● 障害の発生や要介護状態の原因となる疾病を予防するため、健康増進の取組みや、健康の自己管理に向けた啓発を行います。	健康づくり課
保健師等への研修の実施	● 保健師を対象に、障害に対する理解を深めるため、研修を実施します。	健康づくり課

施策2

こころの健康づくりの促進

近年、精神疾患を有する患者数は急増しており、平成23年には精神疾患が4疾病に追加され、重点的に対策を進める方針が示されるなど、こころの健康についての対策は一層強化が求められています。

こころの健康づくりについての啓発や相談支援の充実により、うつ等の予防、自殺対策を推進します。

取組み	内容	担当課等
こころの健康づくりの啓発	<ul style="list-style-type: none">● 講演会の開催やリーフレットの作成により、こころの健康づくりについての啓発を行います。● 市ウェブサイトにてこころの健康度自己評価票を掲載し、こころの健康についての気づきを促します。● 街頭啓発活動でチラシ等の配布を実施します。	健康づくり課
こころの健康についての相談支援	<ul style="list-style-type: none">● 市民健康まつりにおいて、精神保健福祉相談員による心の相談コーナーを開設し、相談支援を行います。	健康づくり課

施策3

医療費助成の推進

障害のある人の身体にかかる負担を少しでも軽減するため、医療ケアを充実する必要があります。

必要なときに必要な医療を受けられるよう、医療費の助成など経済的負担の軽減を図ります。

取組み	内容	担当課等
心身障害者医療費の助成	<ul style="list-style-type: none">● 身体・知的・精神に障害のある人に対し医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。	保険年金課
自立支援医療費の助成	<ul style="list-style-type: none">● 18歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、その障害を除去または軽減し、日常生活能力の回復を図るために更生医療を給付します。● 18歳未満で身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残す児童に対し、障害を除去または軽減するために育成医療を給付します。● 精神疾患で継続的な通院医療を受ける人に対し、精神通院医療を給付します。	福祉課

基本目標

5 子どもが自分らしく成長できる

療育・保育・教育環境の整備

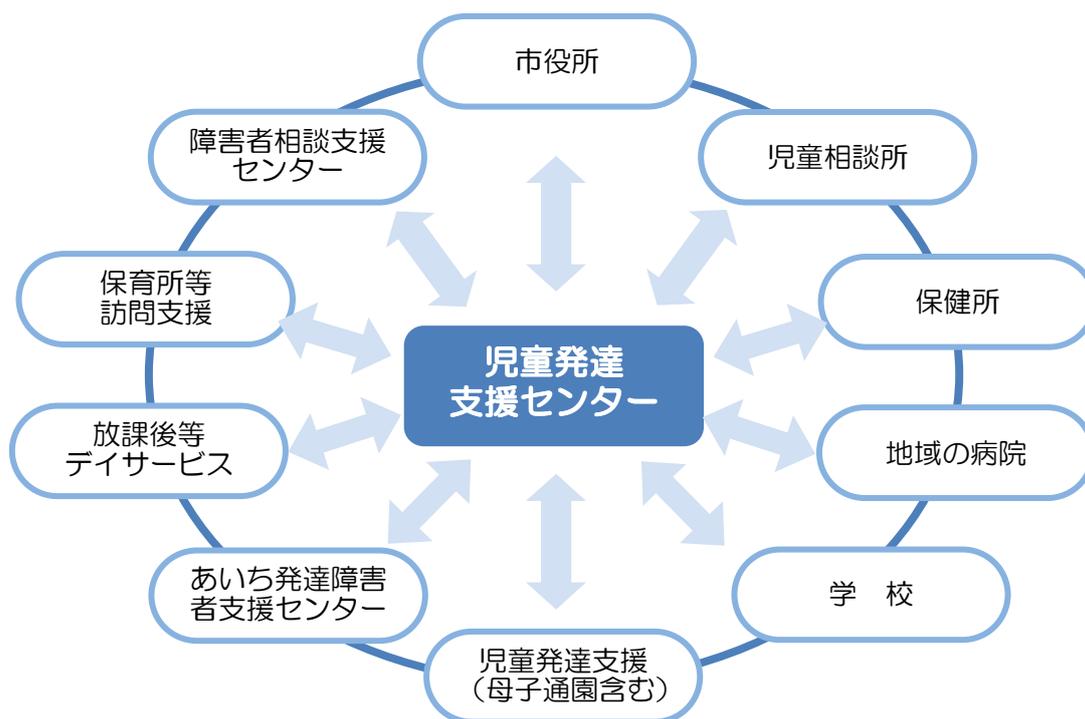
施策1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備

障害のある子どもの成長・発達には、早期からの療育支援が重要です。医療機関や保育園といった、子どもの成長を見守る機関における発見機能を強化していく必要があります。また、保護者の障害に対する情報不足や受容のしづらさから療育の開始が遅れるといった課題も出ているため、より敷居の低い相談窓口やきっかけづくりが必要です。

児童発達支援センターを中心とした療育支援体制を整備するとともに、保護者の理解と精神的なケアも含めた相談支援体制を充実します。

取組み	内容	担当課等
障害の早期発見と早期療育につながる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査において障害の早期発見に努め、支援が必要な人が健診事後教室や、療育機関等を円滑に利用できる環境づくりを進めます。 	健康づくり課
【重点】児童発達支援センターを中心とした療育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある子どもが、心身の発達に応じて、健全な社会生活を営むことができるよう、児童発達支援センターを中心として、関係機関と連携を図りながら療育支援・地域支援を充実します。 ●よりきめ細やかな対応を行うため、児童発達支援センターの複数化を検討します。 	健康づくり課 福祉課 子育て支援課 保育課 いずみ学園
【重点】障害のある子どもについての相談・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある子どもがより適切な環境の中で療育支援が受けられるよう、児童発達支援センターいずみ学園等での相談指導體制の充実を図ります。 ●心身障害児母子通園施設等で行われている支援の充実を図ります。 	健康づくり課 福祉課 子育て支援課 保育課 いずみ学園
おもちゃ図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校入学前のすべての子どもを対象とした「おもちゃ図書館」において、おもちゃを通じた豊かな遊びの機会と友だちづくりの場を提供するとともに、保護者同士の情報交換の場としても活用します。 	社会福祉協議会

■児童発達支援センターを中心とした障害のある子どもに対する支援ネットワーク



一宮の障害福祉

児童発達支援センターいずみ学園

児童発達支援センターいずみ学園は、児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターです。発達にかたよりや遅れのある子どものための通園施設で、一人ひとりの特性にあわせた心身の発達の促進や、保護者への養育支援を図ることを目的としています。

また、地域支援として、発達の気になる子どものための療育相談、保育所等訪問支援及び障害児相談支援（計画相談）を行っています。

主な支援内容

- 児童発達支援事業
- 療育相談事業
- 保育所等訪問支援事業
- 障害児相談支援事業



施策2 ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化

子どものライフステージの変化により支援機関が変わる際に、子どもの成育歴を正確に引き継いでいくことが大切となります。

関係機関の密接な連携を図り、子どもの情報の共有体制を強化します。

取組み	内容	担当課等
療育に関わる機関の連携による切れ目のない支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 療育に関わる保健センター、保育園、通園施設、医療機関、一宮児童相談センター、愛知県心身障害者コロニー、学校などの関係機関のネットワーク化を図ります。 学校教育と保育、医療支援の一貫性を確保するため、関係機関の情報交流の充実に努めます。 	健康づくり課 福祉課 子育て支援課 保育課 いずみ学園 学校教育課

施策3 障害のある子どもに対する保育・教育環境の整備

障害のある子どもが、自分の能力に応じて自分らしく生活するためには、子どもの個性を理解し、適切な支援を行うことができる保育・教育環境の整備が重要です。

保育・教育に関わるすべての人の資質向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、正しい理解のもと適切な支援が行える体制を整備します。

取組み	内容	担当課等
障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市立保育園全園における障害児保育を継続して実施します。 障害のある子どもの発達に即した保育環境を提供します。 	保育課
障害のある子どもへの就学相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもの特性や能力、保護者の意見を尊重した、適切な就学相談、教育支援を実施します。 	学校教育課
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーターの役割を強化し、個別教育支援の充実に努めます。 特別支援学級などの児童に、言語訓練を実施します。 特別支援学級の児童生徒の創作活動の成果を発表して、学習意欲の向上を図るため、教育展を開催します。 	学校教育課

取組み	内容	担当課等
障害のある子どもの放課後の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある子どもを対象にした放課後児童クラブを継続して実施します。 ● 各小学校区にある放課後児童クラブでは、障害のある子ども等を対象に、よりきめ細やかな対応を行うため、支援員の加配を行います。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所に対して、様々な特性に対応できる放課後等デイサービスの提供を働きかけ、障害のある子どもの生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進します。 	福祉課
教職員等の障害への理解を深める研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育士、教職員等を対象に、障害のある子どもに対する理解を深めるための研修を実施します。 ● 児童発達支援センター及び保育園の障害児担当保育士や特別支援学級の教師を対象とした専門的な研修の充実を図ります。 ● 教職員等の研究・研修機会を拡充し、指導内容の向上と、児童生徒の教育・療育相談内容の充実を図ります。 	保育課 いずみ学園 学校教育課
就学時における宿泊学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 教師と児童生徒が寝食を共にする共同生活を通して、生活全般にわたる指導に資する宿泊学習の経費を補助します。 	学校教育課

一宮市の障害福祉

一宮市の特別支援教育

一宮市では、発達障害（LD、ADHD、自閉症スペクトラム等）のある児童生徒に教育的支援を行うための特別支援教育体制づくりとして、関係機関と連携しながら様々な取組みを進めています。

■発達障害のある児童生徒への対応の充実

1 特別支援教育連携協議会の開催

教育、福祉、医療など関係機関が連携を図り、一宮市の特別支援教育のあり方を協議する。

2 特別支援教育推進事業

- ① 特別支援教育推進委員会の設置
 - ・ 研修会の開催
 - ・ 広報活動の推進
 - ・ コーディネーターの資質向上
- ② 巡回相談員（精神科医など）の派遣
- ③ 特別支援協力員の配置
- ④ 一宮市教育センターの教育アドバイザーによる相談活動

基本目標

6 障害のある人の雇用・就労の支援

施策 1 障害のある人の就労支援

障害のある人の就労に向けては、自分の個性と能力に応じた多様な就労形態があることが重要です。

本人の希望に応じた就労ができるよう、就労支援の充実を図るとともに、就労体験などの取組みにより職業能力の向上を図ります。また、一般企業に対して、障害者雇用助成制度の周知などにより、障害者雇用に対するインセンティブを付与し、障害のある人の雇用の受け皿の拡大を図ります。

取組み	内容	担当課等
一般就労への移行支援	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人の専門的・総合的な就業指導、就業講習などを行う愛知県障害者職業センターなどの活用を促進し、障害のある人の就業を支援します。● 尾張西部障害者就業・生活支援センターを中心として、尾張西部圏域における就労系事業所、労働局、ハローワーク、職業能力開発校、相談支援事業所、特別支援学校との連携・情報交換を推進します。● サービス提供事業所に対して就労の移行支援に対する取組みを働きかけ、一般就労への移行を推進します。	福祉課
福祉的就労の場の充実	<ul style="list-style-type: none">● 一般就労が難しい人のために、自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び就労の場の提供を行います。	福祉課
障害者雇用助成制度等の周知	<ul style="list-style-type: none">● 国や県、関係機関と連携し、事業主に対する障害者雇用を促進する各種助成制度などの周知を図るとともに、理解を深めるため啓発活動を推進します。● 障害のある人を雇用した事業主に対し、障害者特別雇用奨励金を支給します。	経済振興課
雇用拡大の推進	<ul style="list-style-type: none">● 市内企業に対して、障害のある人の雇用について周知を行い、障害者雇用を促進します。	福祉課
就労体験の取組み	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある子どもが職業能力を身につけられるよう、地域の商店や企業等での職場体験を支援します。	福祉課

施策2

障害のある人の就労の定着に向けた支援

一般就労に向けた支援は充実されつつあるものの、就労が実現した後のサポートが不十分であるために、様々な原因により障害のある人が働き続けることが難しくなってしまうケースが多くなっています。

就職後も安心して働き続けられるためのサポートを充実するとともに、職場全体に対する障害特性の理解の浸透を図り、働きやすい職場環境の整備を進めます。

取組み	内容	担当課等
就職後の相談・支援の充実	●尾張西部障害者就業・生活支援センターが中心となり、就職した後も職場内のトラブルや悩みごとの相談に応じ、継続して働けるようにサポートします。	福祉課
働きやすい職場環境の整備に関する周知	●障害のある人が安心して働けるよう、職場のバリアフリー化や、障害特性についての理解の浸透など、ハード、ソフトの両面から推進します。	福祉課

施策3

障害者就労施設等における工賃の確保

障害のある人の経済的な安定に向けては、雇用の場の確保とあわせて、工賃の向上や、障害者就労施設等の製品の販路拡大を行うことが必要です。

障害者優先調達推進法に基づいた庁内での優先調達の仕組みの構築とともに、障害者就労施設等の製品の販売機会の拡大を図り、障害のある人の自立と経済的な安定を支援します。

取組み	内容	担当課等
優先調達の推進	●障害者就労施設等からの物品等の優先調達拡大に向け、庁内各課へ働きかけるとともに、一元的な受注システムについて検討します。	財政課 契約課 福祉課
販路の拡大	●一宮市内における障害者就労施設等で作られた製品の販売機会を増やし、障害のある人の工賃の確保を図ります。	福祉課

福祉マルシェ i・愛・逢マーケット

障害者自立支援協議会就労支援部会が主催となり、「福祉マルシェ i・愛・逢マーケット」を月1回2日間開催し、一宮市内の障害者就労施設等で作成された製品を販売しています。

障害のある人の工賃アップだけでなく、障害のある人とない人との交流の中で、障害者理解を深める場としての役割も担っています。



基本目標

7 障害のある人の地域生活を支える支援の充実

施策1 住まいの場の充実

住まいの場は、地域生活において基盤となるものであり、障害のある人の親亡き後の生活の場の確保のためにも、グループホーム等の整備は喫緊の課題となっています。

グループホームの整備や、住宅のバリアフリー化などにより、自立して生活できる住まいの確保を推進します。また、地域生活の安定に向け、地域生活支援の拠点となる施設を整備します。

取組み	内容	担当課等
【重点】 住まいの場の確保 のための支援	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人の生活拠点となるグループホーム等の整備を支援します。● 入居支援を必要とする障害のある人に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。● 障害特性に合わせた支援ができる支援者の育成を検討します。● 市有地等を活用したグループホームの整備を検討します。	福祉課
居住環境の改善支援	● 障害のある人が住みやすい住宅の普及のために、住宅整備資金の融資の活用を促進します。	社会福祉協議会
	● 安全で快適な生活環境を確保するため、現在の住まいの段差解消など住宅環境の改善を行う場合に、住宅改修費の給付を行います。	福祉課
	● 市営住宅の施設修繕などにあわせ、障害のある人が利用しやすくなるような改築・改修を行います。	建築住宅課
拠点機能の整備	● 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、居住支援と地域支援の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を整備します。	福祉課

地域生活支援拠点とは

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針において、地域生活支援拠点等の整備が新たに盛り込まれており、「地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。)の整備について、平成29年度末までに市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する」となっています。

地域生活支援拠点は相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性(人材の確保・養成、連携等)、地域の体制づくり等の機能を持つ拠点であり、本市においても、平成29年度末までの整備を予定しています。

施策2 日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化

障害のある人の在宅生活に向けては、日常生活の便宜を図るサービスの提供が必要です。支援が必要な人が、その人にとって必要なサービスに円滑に結びつくよう、情報提供と利用に向けた支援を行います。

取組み	内容	担当課等
障害福祉サービス等の円滑な利用に向けた支援	<ul style="list-style-type: none">● 障害福祉サービスや地域生活支援事業などについて、市ウェブサイトや広報紙等を利用して情報提供を行い、事業の周知を図ります。● 一宮市障害者基幹相談支援センター等では、常に制度や福祉サービス等の情報収集を行い、最新情報が提供できるようにします。	福祉課
日常生活用具等の給付と事業の周知	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人が安定した日常生活を送れるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具等の給付と事業の周知に努めます。	福祉課

施策3

人にやさしいまちづくりの推進

障害のある人の地域生活に向けては、外出の際に不便を被ることがないように様々な配慮が必要です。

障害のある人の視点に立って施設の利便性を見直し、誰もが利用しやすい設備面の改善を図ります。

取組み	内容	担当課等
歩道のバリアフリー化	● 幹線道路（都市計画道路など）や生活道路の改良などにあわせ、歩道の段差解消を図ります。	道路課
建築物のバリアフリー化	● 愛知県の定める人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、住み慣れた地域の中で、生きがいや希望を持って暮らせる人にやさしい街づくりを推進します。	建築指導課

施策4

障害のある人の社会参加への支援

障害のある人が生きがいを持って地域生活を送るためには、障害のある人とない人が、同じように社会参加の機会を享受できる環境の整備が必要です。

外出時の移動支援を充実するとともに、手話通訳者や要約筆記者の配置など、情報の入手に支障が出ないための配慮を充実します。また、市政等へ市民意見を反映する選挙の機会において、障害を理由に参加が困難になることがないように配慮を進めます。

取組み	内容	担当課等
移動支援サービスの充実	● 重度視覚障害のある人、車いす使用者など移動支援の利用希望者を把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者に働きかけます。 ● 移動支援のヘルパーの研修を進め、資質の向上を図ります。 ● 移動支援のニーズの的確な把握に努め、支援方法を検討します。	福祉課
タクシー料金の助成	● 障害のある人が地域社会で生活する上で必要な移動手段の確保のために、タクシー料金の助成を行います。	福祉課
福祉バスの運行	● 障害者団体が行う研修などのための交通手段を確保するため、福祉バスを運行します。	福祉課

取組み	内容	担当課等
自動車改造費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳所持者が通勤などに使用できるよう、自ら所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造する場合に、自動車改造に要する費用の助成を行います。 	福祉課
手話通訳者等の配置・派遣	<ul style="list-style-type: none"> ●庁舎において手話通訳者を適切に配置します。 ●聴覚障害のある人の社会参加を促進するため、手話奉仕者の養成に努めます。 ●聴覚障害のある人などが、自分の意思で社会参加できるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣に努めます。 	福祉課
選挙における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●期日前投票や不在者投票、点字投票、代理投票など多様な投票手段について周知し、誰でも安心して投票できる環境づくりを行います。 ●選挙会場の段差の解消などバリアフリー化を進めます。 	行政課

一宮の障害福祉

市役所窓口への手話通訳者の配置

行政手続き等のために市役所に来庁する聴覚障害のある人を対象に、手話通訳者を配置しています。

施策5

経済的な安定に向けた支援

心身機能の維持向上にかかる医療費の増大、就労継続の困難、工賃の低さなどを背景に、経済的な困難を抱える障害のある人が多くなっています。

現在、市や国・県で実施している各種助成を引き続き行うとともに、その周知に努め、利用の円滑化を図ります。

取組み	内容	担当課等
各種手当、障害年金の給付	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳所持者のうち、一部施設入所者等を除き、障害者手当の給付を行います。 ●常時特別の介護を必要とする人に、特別障害者手当等の給付を行います。 ●障害年金等を受給できない外国籍の障害のある人に外国人心身障害者福祉手当の給付を行います。 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ●心身に重度の障害のある児童を監護する父母等に特別児童扶養手当の給付を行います。 ●父（母）の心身に重度の障害がある場合、児童を監護する母（父）に児童扶養手当の給付を行います。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ●年金加入者等が加入中に病気やけがが原因で障害が発生した場合に障害年金の給付を行います。 	保険年金課

施策6**余暇活動の支援**

障害のある人の生活の質の向上に向けては、生涯学習やスポーツ・レクリエーションの場に自主的・積極的に参加できる機会の確保が重要です。

事業や学習内容の見直しと、障害のある人が参加しやすい配慮により、誰もが参加できる生涯学習・文化事業の体制を整備します。また、障害者スポーツの振興を図るとともに、スポーツ大会に障害のある人が参加できる体制を整備し、心身機能の維持・向上を図ります。

取組み	内容	担当課等
障害のある人等の生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の生涯学習を支援する一環として、視覚障害のある人用の点字図書、音訳テープ作成などをボランティア団体の協力を得ながら進めます。 ● 障害のある人やその家族が参加できる研修、学習の機会を充実します。 	社会福祉協議会
障害のある人を対象とした文化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 華道、茶道、ペーパークラフト、七宝焼、手芸、料理、健康体操など障害のある人が楽しめる文化事業を行います。 	福祉課
障害者スポーツの裾野を広げる取組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者スポーツ振興に向けた支援に努めます。 ● 車いすでの参加ができるいちのみやタワーパークマラソンを開催します。 	スポーツ課

基本目標

8 災害時における障害のある人への支援

施策1 防災意識の向上

災害時に適切な行動を取るためには、平常時から防災への意識を高く持ち、避難行動や災害対応への知識を備えておくことが大切です。特に、障害のある人をはじめとする避難行動要支援者については、避難行動や避難後の生活について特別な配慮を必要とすることから、当事者はもちろん、保護者やサービス提供事業所等の支援者、身近な地域住民も含めた市民全体での知識の浸透が必要です。

防災知識についての普及・啓発の取組みを進めるとともに、避難訓練等への参加促進などにより、市全体での防災意識の向上を図ります。

取組み	内容	担当課等
防災知識の普及・啓発	● 障害のある人に対して、防災の知識の普及・啓発を行います。	危機管理室 福祉課
サービス提供事業所等に対する防災、避難訓練の実施	● サービス提供事業所等に対して、災害時に適切な避難行動が取れるよう避難訓練の実施について指導を行います。	福祉課 消防本部予防課

施策2

避難行動要支援者の把握と支援体制の確立

地震などの大規模災害時において、情報の伝達、避難誘導が適切に行われるよう、避難行動要支援者の把握と支援方法の確立、適切な情報伝達手段の構築が必要です。

避難行動要支援者の把握に努めるとともに、災害時に円滑に情報を取得できるような情報提供体制を構築します。

取組み	内容	担当課等
避難行動要支援者の把握	●災害時に支援が必要な障害のある人の把握に努めます。	福祉課
緊急時の情報伝達の支援	●地域住民と連携して、情報伝達や救助・避難の体制づくりを支援します。	福祉課

市町村は、避難行動要支援者名簿を作成することが義務づけられています

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、名簿の作成を進めています。

避難行動要支援者とは？

高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のことを言います。

施策3

避難所生活への配慮

障害のある人の避難生活においては、障害のない人と違った困難に直面する場合があります。特に、知的障害のある人、精神障害のある人は集団生活が難しい場合も多く、また一般的に障害特性についての理解が浸透していないことなどから、避難所の生活において苦難を強いられる例が多く聞かれます。

避難所生活は、障害の有無に関わらず、多くの人々が心身の負担、ストレスを感じる人が多いため、すべての人を対象とした健康相談や心のケアを行います。また、障害のある人の特性に合わせた避難所の設置を検討します。

取組み	内容	担当課等
避難所における配慮	●避難所を巡回し、健康相談を行うとともに、状況に応じて障害のある人を含めた避難所生活における心のケアの充実を図ります。	健康づくり課
	●障害特性に応じた避難所のあり方を検討します。	福祉課